

# BBLセミナー プレゼンテーション資料

2015年4月22日

「法人税減税、説得の論理」

土居 丈朗

# 法人税減税、説得の論理

土居 丈朗

(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

# 法人実効税率の引下げ

税収＝税率×課税ベース

- 法人実効税率による減収
- 代替財源をどこに求めるか

## □ 法人税の課税ベース拡大 「平成27年度税制改正大綱」

- 欠損金の繰越控除の見直し
  - 受取配当益金不算入割合の縮小
  - 外形標準課税の拡大
  - 租税特別措置の縮小
- 資本金1億円超の企業にのみ適用

➤ 標準税率では、現行34.62%→31.33%に

(東京都では、現行35.64%→32.34%)

# 法人税改革の増減税影響額

## (平年度ベース)

■法人税(国)	<u>▲10</u>
• 法人税率引下げ(25.5%→23.9%)	▲6690
• 欠損金繰越控除見直し(限度80%→50%)	+3970
• 受取配当等益金不算入見直し	+920
• 租税特別措置見直し	+1790
■法人事業税(地方)	<u>▲70</u>
• 所得割税率引下げ(7.2%→4.8%)	▲7870
• 外形標準課税の拡大	+7800

(単位:億円)

# 経済財政運営と改革の基本方針2014

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、**数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。**

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

# 法人税改革の障害となる認識

- 法人税は法人だけが負担する（法人減税をしても消費者には恩恵がない）
  - 法人減税をしても内部留保に回るだけ
  - 赤字法人は法人税負担を逃れている
- その上、これらの障害が除去されても・・・
- 法人税の課税ベース拡大策次第で、法人税率を引き下げても、増税となる企業がある
  - 法人税以外の税（例：土地に対する固定資産税）を代替財源とする場合、増税となる企業がある  
なども、法人税改革の障害に

# 法人税改革の見方

## ・ 4つのジレンマをどう克服するか

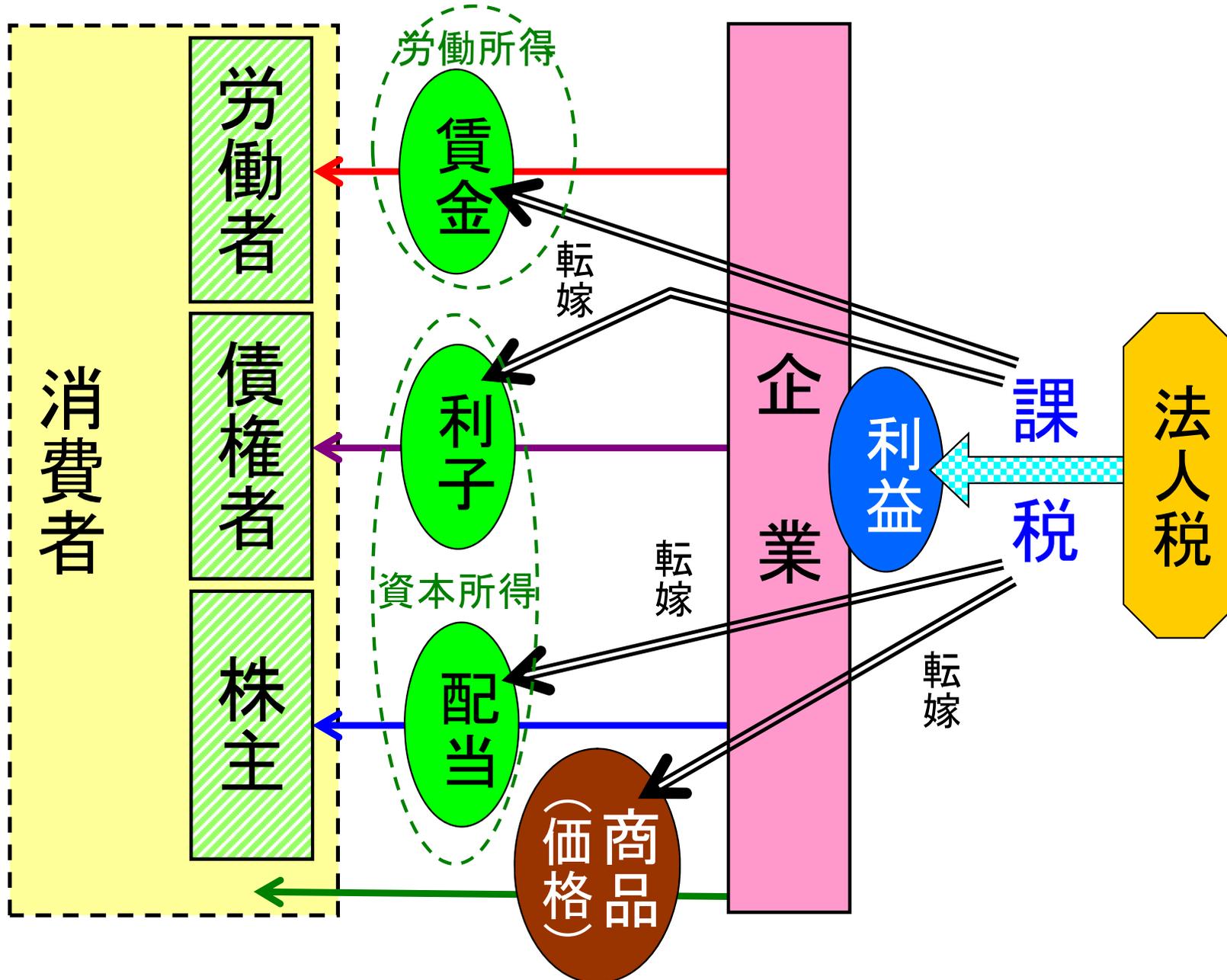
	小規模な法人減税	大規模な法人減税
企業	税率引下げと課税ベース拡大の得失(増税となる企業と減税となる企業の利害対立)	課税ベース拡大以外の代替財源
政府	法人課税依存の税収構造が改まらず、将来税収がじり貧	大規模な税制改革に発展する可能性
地方自治体	法人課税に伴う地域間税収格差と景況に左右される税収構造が改まらず、将来税収がじり貧	代替財源がないと財政収支悪化
国民	企業の海外流出が止まらず、雇用機会喪失	所得税や消費税など増税の可能性

参照: 土居丈朗「異見達見 法人減税 4つのジレンマ」, 『日経ヴェリタス』2014年2月23日号, 59面.

# 法人税の性質

- 「法人」は、株主、従業員、債権者、顧客などのステークホルダーの集まりであり、
- 法人税は、労働所得税と資本所得税の鶴的存在。「法人」が負担しているわけではない
- 法人税は消費者が全く負担しない、とは限らない
- 法人税の負担は、需要や供給の価格弾力性によって決まる
- 法人税の負担の転嫁は、現時点だけでなく、将来にも及ぶ可能性がある

# 法人税は誰が負担しているか





# 法人税の帰着の実証分析(1)

- Randolph, W.C., (2006) “International burdens of the corporate income tax,” *Congressional Budget Office Working Paper Series 2006-09*.
- 2つの大国、財のみ自由貿易、静学モデル
- 5つの生産部門:(国産財と外国産財が)完全代替である貿易財法人部門、不完全代替である貿易財法人部門、非貿易財法人部門、貿易財非法人部門、非貿易財非法人部門
- 3つの生産要素:資本、労働、土地(貿易財非法人部門=農業のみで使用)、要素供給は固定

# 法人税の帰着の実証分析(2)

□ Randolph (2006): つづき

● 法人税の負担(標準ケース)

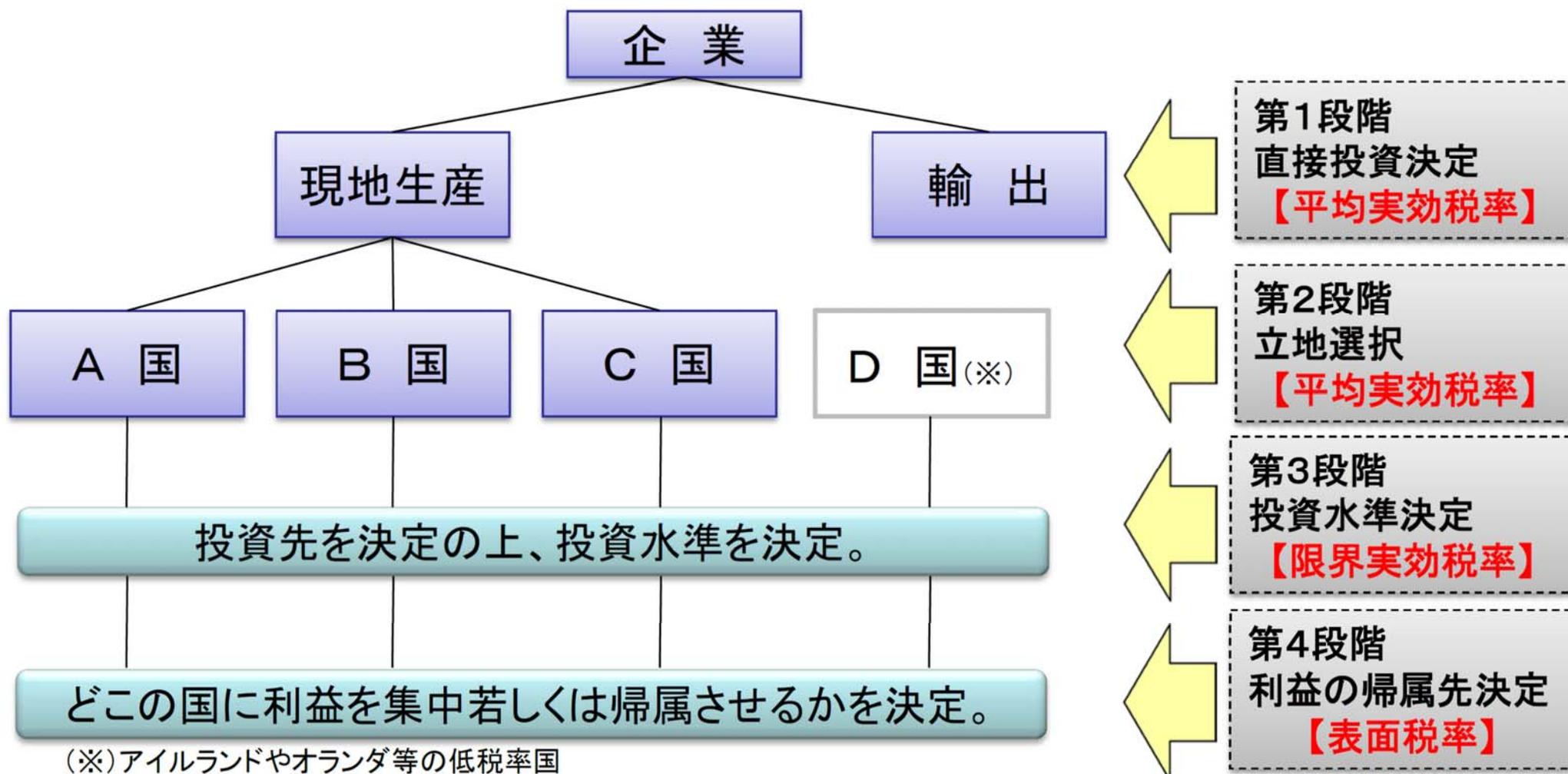
	労働	資本	土地	合計
アメリカ	73.7%	32.5%	-2.5%	103.7%
他国	-71.3%	72.2%	-0.9%	0.0%
合計	2.4%	104.7%	-3.4%	103.7%

● アメリカの場合、法人税の負担は、約70%が労働に、約30%が資本に帰着

# 法人税の帰着の実証分析(3)

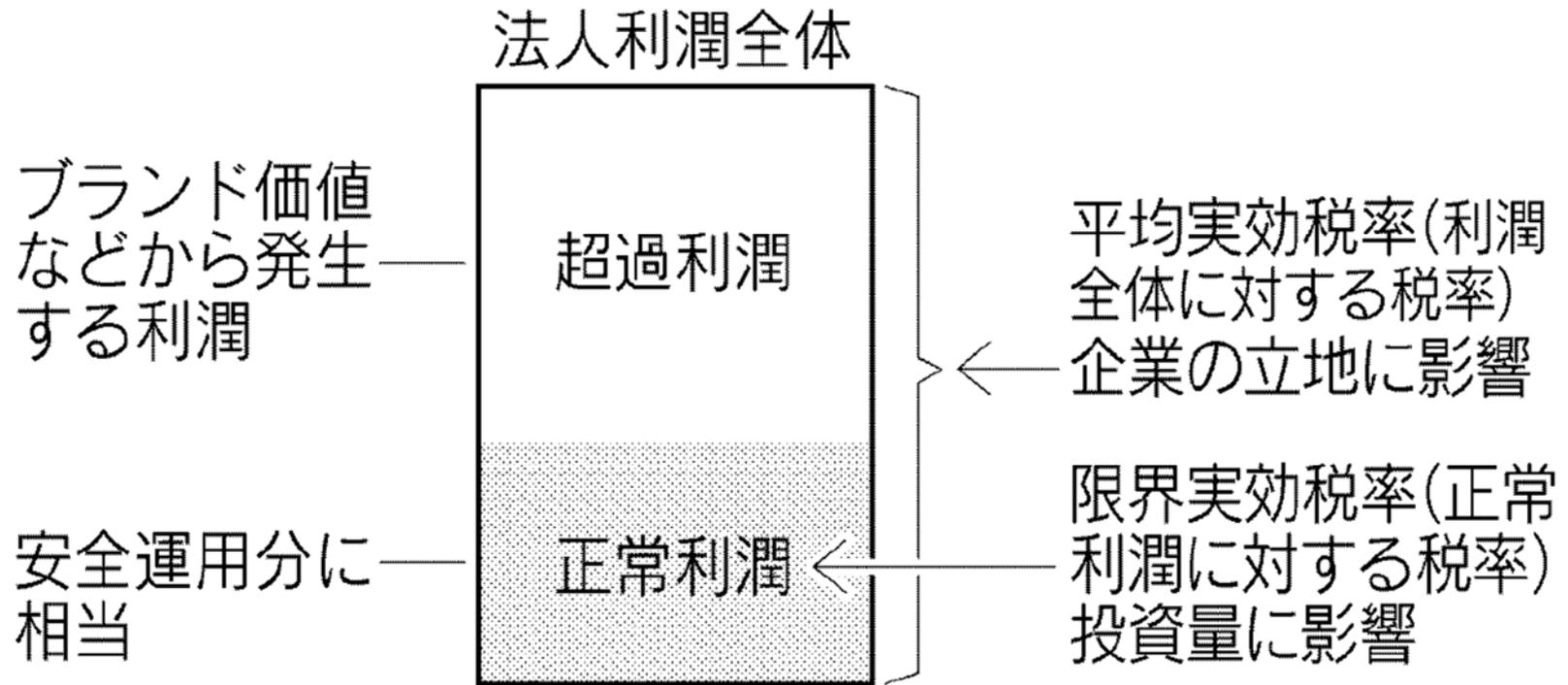
- 我が国で法人税率を下げないで、諸外国で法人税率を引き下げた場合
  - 外国で資本の税引後収益率上昇
    - 外国の生産における資本投入増
    - 外国における労働の(限界)生産性・賃金増
    - 我が国での資本の税引後収益率上昇(裁定)
    - 我が国における資本投入減
    - 我が国における労働の(限界)生産性・賃金減
- 我が国で法人税率を下げなくても、諸外国で法人税率を下げた場合、我が国の労働所得にとって不利になる

# 企業の意思決定に影響を及ぼす法人税率



出典：経済産業省資料、「マーリーズ・レビュー研究会報告書」

# 法人利潤と税率



**正常利潤** = 投資から通常(平均的に)期待できる企業の利潤。裁定取引が完全に働けば、国債金利と等しい(期待)収益率になる

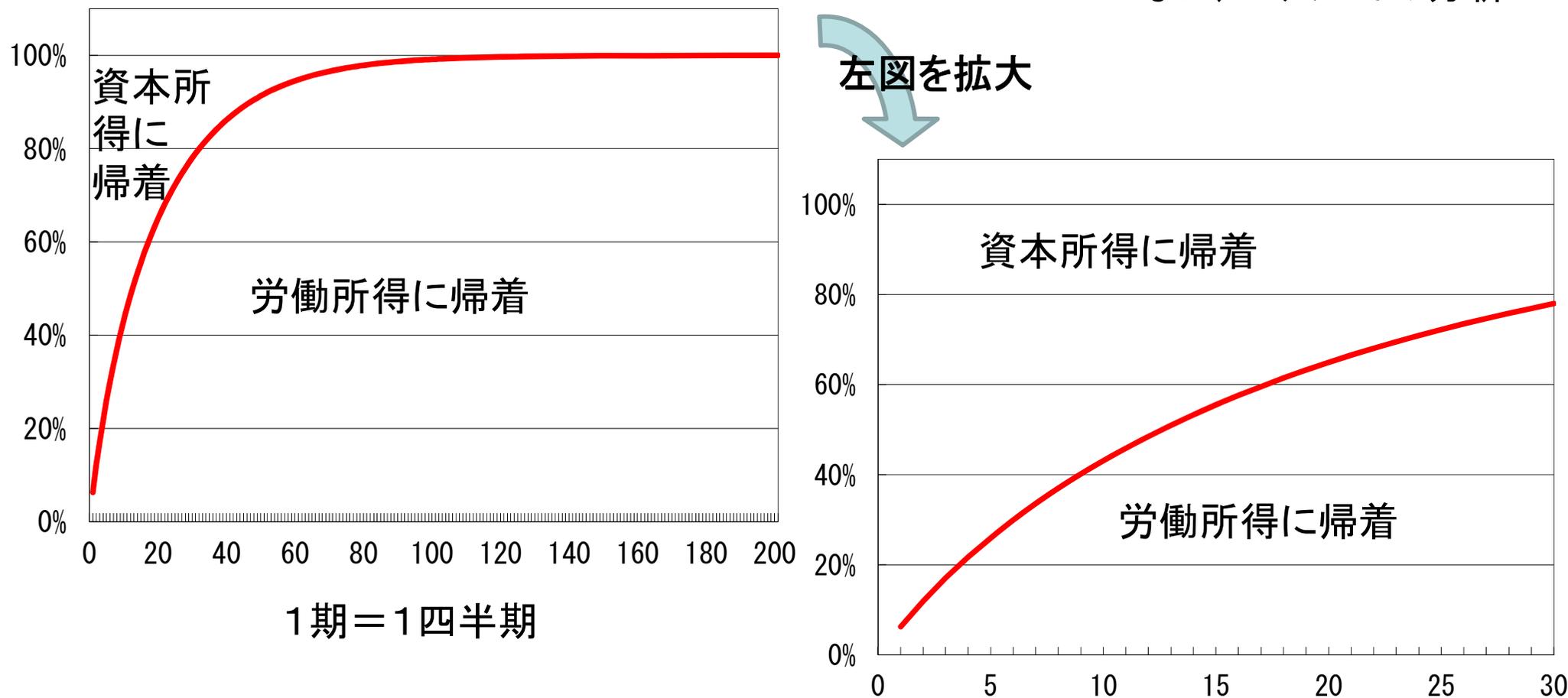
**超過利潤** = 正常利潤を上回る企業の利潤。立地環境や技術力、人的・天然資源等から生じる経済固有のレント

出典: 鈴木将覚「法人税改革の論点(下)投資減税より税率下げを」, 『経済教室』, 日本経済新聞2013年11月14日朝刊.

# 異時点間の法人税の帰着

## 労働所得に帰着する法人税負担の割合

閉鎖経済(国際間取引がない)モデルでの分析

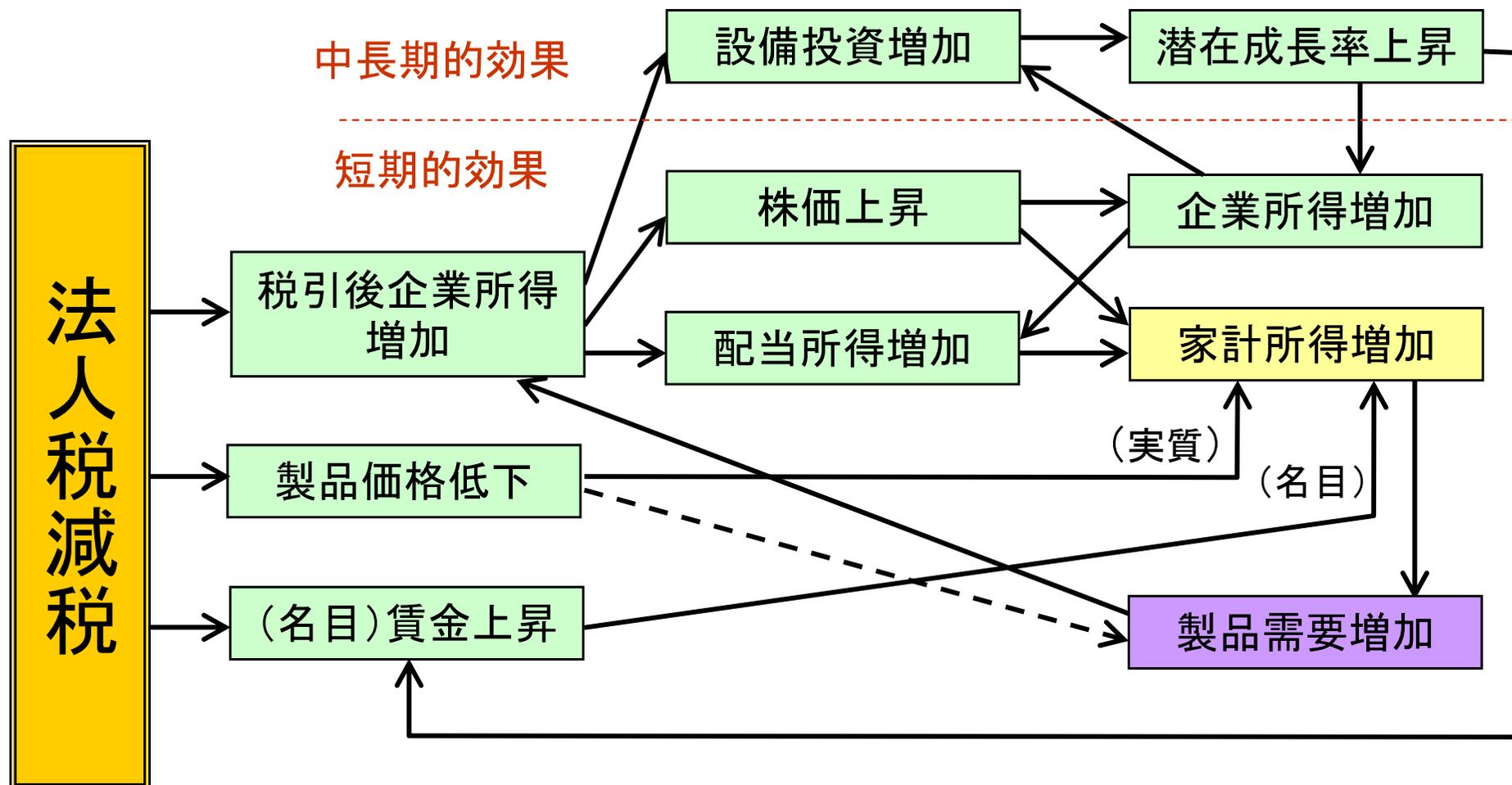


出典: 土居丈朗(2012)「法人税の帰着に関する動学的分析—簡素なモデルによる分析—」, 『三田学会雑誌』, 105巻1号, pp.15-29.

# 法人税の帰着：まとめ

- 法人税の負担は、長期的にはすべて**労働所得（国内雇用）**に帰着
- その理由は、労働より資本の方が、投入量を柔軟に調整できるから
- グローバル化する経済では、国際間の資本移動がよりスピーディーに起こる
- 短期的には、法人税負担は資本所得にも帰着
- **法人減税の恩恵は、労働所得（国内雇用）に及び、国際間取引が活発であるほどより早く恩恵が及ぶ。長期的には恩恵のすべては労働所得に**

# 法人税は投資を刺激するか



# 法人減税の恩恵はどう及ぶか

- 「内部留保」は無駄に溜め込んだものではないが、企業としてどう存立してゆくかを体現
  - 企業内部での経営戦略策定過程で、従業員が影響力をもっと行使する。財務部門の縦割りを緩和

表 企業の貸借対照表の変化

	1998年度末	2011年度末	差		1998年度末	2011年度末	差
現金＋有価証券	166.0	185.5	19.4	流動負債	576.5	493.7	-82.8
他の流動資産	465.8	451.8	-14.1	固定負債	483.8	463.1	-20.6
投資有価証券	75.2	224.2	149.1	広義の内部留保	174.2	412.4	238.2
他の固定資産・繰延資産	605.8	609.2	3.4	他の純資産＋特別法上の準備金	78.4	101.5	23.1
資産合計	1312.8	1470.7	157.9				

資料：財務省「法人企業統計」

- 投資有価証券（他の企業への投資）か、人件費（人的資本への投資）か、という経営判断

# 経済成長と税制

- 税収構造が経済成長率に与える影響
  - 消費税は、税収に占める割合が高まる程経済成長と親和的に
  - 所得課税は、税収に占める割合が高まる程経済成長を阻害

税収に占める 構成比	個人所得課税	法人所得課税	消費課税
係数の推定値	-1.13	-2.01	0.72

被説明変数: 1人当たり実質GDP成長率(対数値の階差)

これらの係数は1%有意水準で有意

標本: 1971~2004年、OECD加盟国21ヶ国(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポルトガル、スウェーデン、アメリカ)

出典: Arnold, J., 2008, "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries," *OECD Economics Department Working Papers No.643*.

# 「赤字法人課税」の捉え方

- 外形標準課税の拡大でよいのか？
- 欠損金の繰越控除の縮小でよいのか？
- 赤字法人に「応益課税」？
- 法人課税で代替財源を探すなら、法人住民税の均等割がbetter(法人所得や活動規模と独立)
- 「赤字法人課税」問題は、個人事業主の事業所得と、オーナー企業の法人所得の課税・控除の仕方の相違に起因か

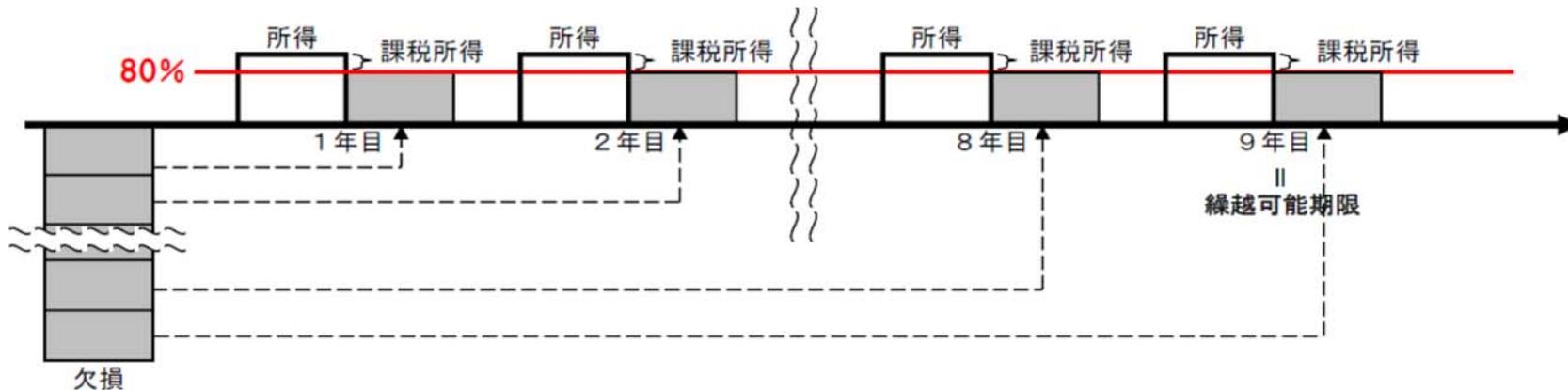
# 欠損金の繰越控除

## ■ 企業収益のタイミングと税負担額

- A社: 1年目に10、2年目に10
- B社: 1年目にマイナス10、2年目に30
- 税率が30%、利率がゼロとする
- もし欠損金の繰越控除がなければ・・・
  - A社: 1年目3、2年目3、計6
  - B社: 1年目0、2年目9、計9
- 欠損金の繰越控除を100%認めると
  - B社: 1年目0、2年目 $(30 - 10) \times 0.3 = 6$ 、計6

# 欠損金の繰越控除の見直し(1)

現行



改革案 (控除限度を引下げ)

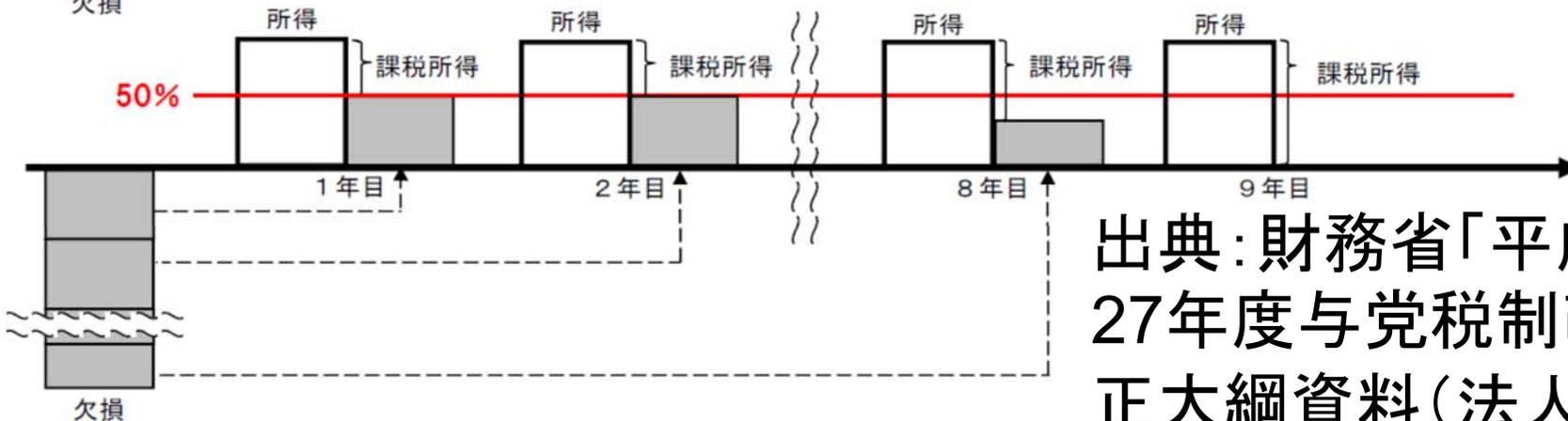
〔所得が少ない場合〕

欠損金を控除しきれない



〔所得が多い場合〕

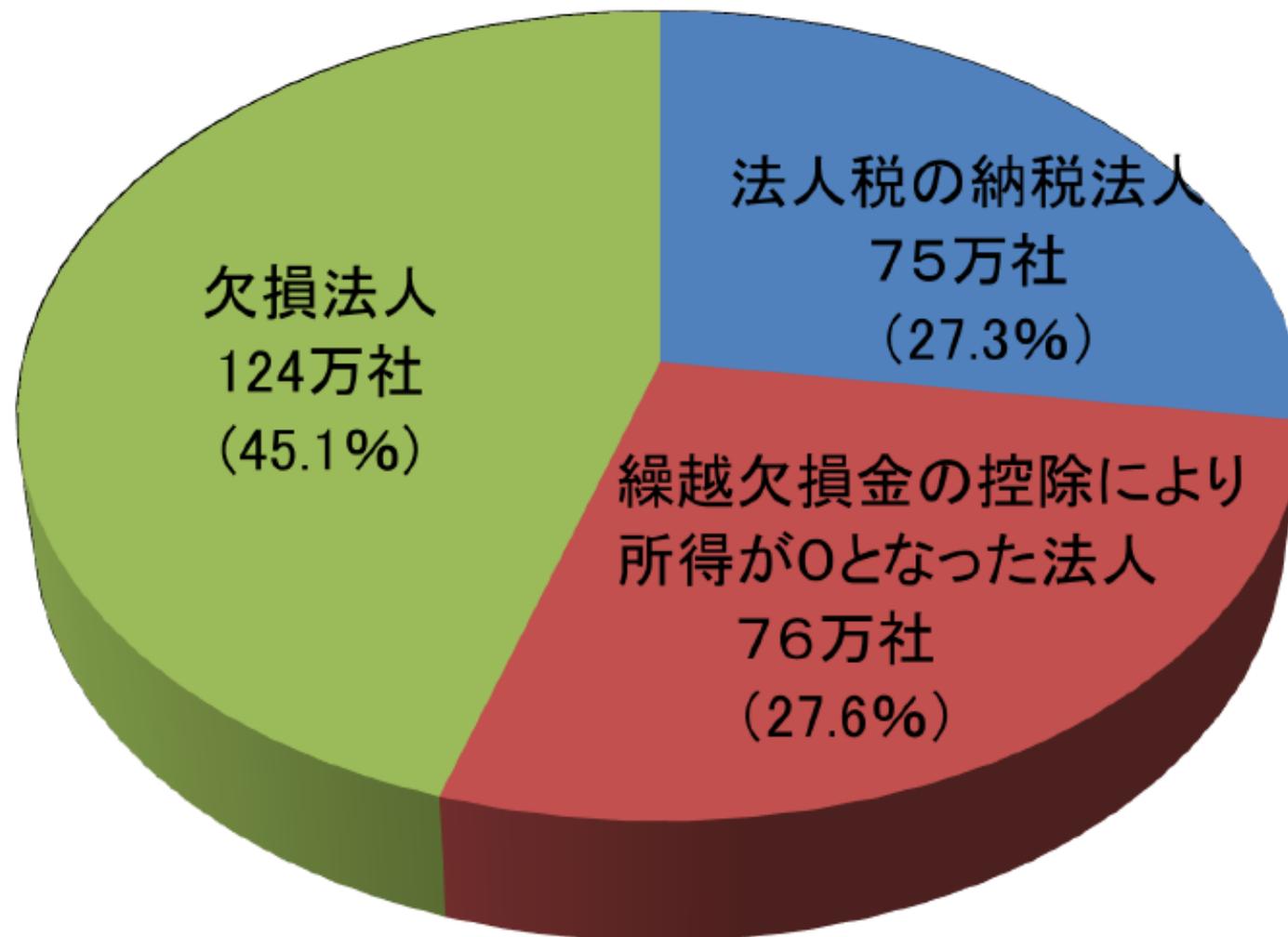
欠損金を全額控除できる



出典：財務省「平成27年度与党税制改正大綱資料(法人税改革)」

# 法人税の納税状況(2012年度)

## 全法人合計(約276万社)



(注) 申告の集計データに基づき財務省で作成

出典: 税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ「財務省説明資料」(2014年3月31日)

# 外形標準課税の拡大

- 地方の法人事業税

- 所得割(法人所得に比例して課税)
- 付加価値割(付加価値に比例して課税)

課税標準 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃貸料 + 単年度損益

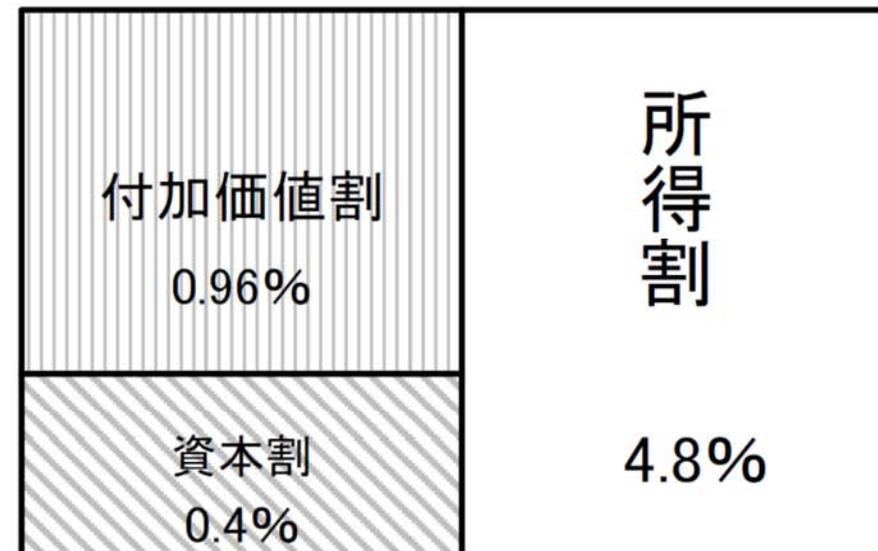
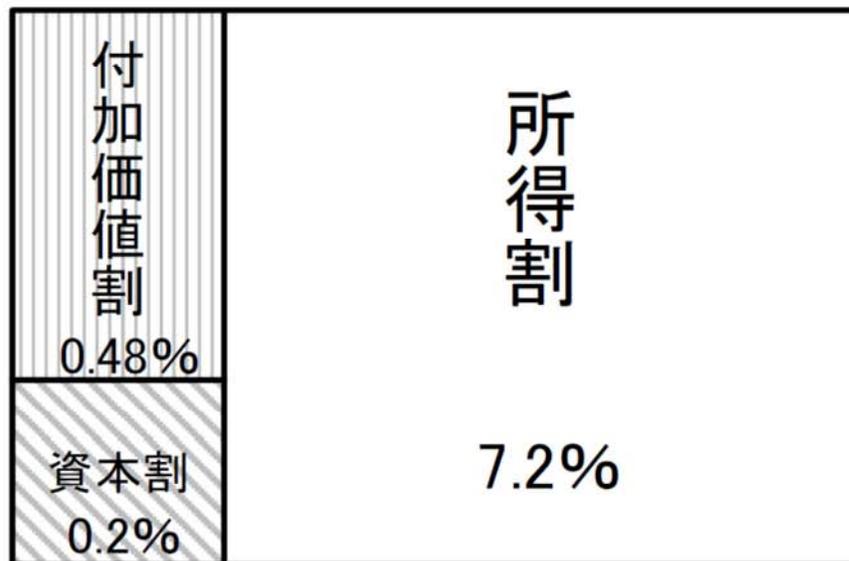
- 資本割(資本金額に比例して課税)

- 所得割の税率引下げ(7.2%→4.8%)
- 付加価値割の税率引上げ(0.48%→0.96%)
- 資本割の税率引上げ(0.2%→0.4%)

# 付加価値割の拡大

現行

改正案

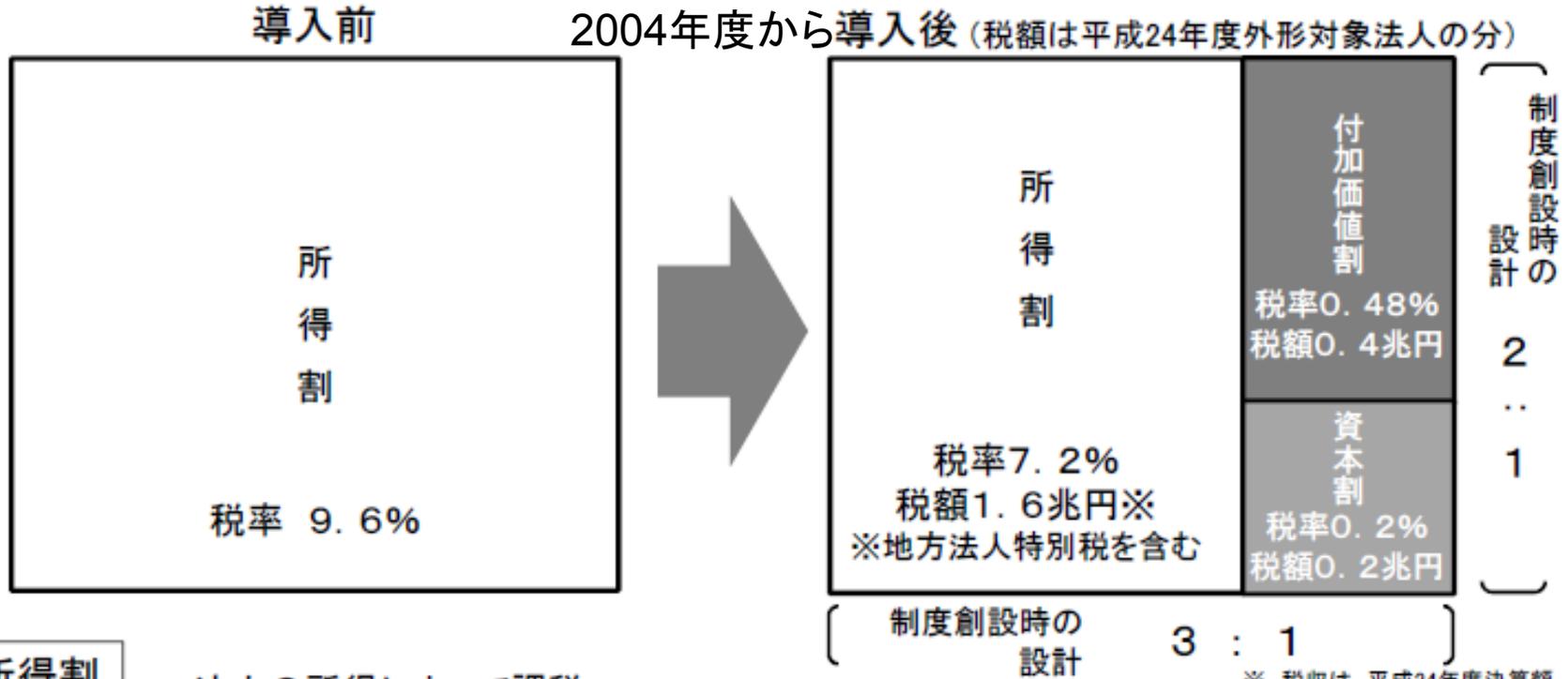


出典：財務省「平成27年度与党税制改正大綱資料（法人税改革）」

- ただし、付加価値割に特例措置を時限付きで新設
- 「所得拡大促進税制」の導入・・・2017年度まで、適用年度に従業員に支払った給与総額が、基準年度（2012年度）に比べて一定割合以上増加している場合、当該増加額を「報酬給与額」から控除する。
- 中堅企業配慮措置・・・2016年度末まで、適用年度の課税標準に、前年度の税率と適用年度の税率をそれぞれ乗じ、適用年度の方が負担が重くなる場合、適用年度の付加価値額が30億円以下の法人について、当該負担増加額の50%を控除する

# 外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))



※ 税収は、平成24年度決算額(超過課税を含まない)を調定額シェアを基に按分して算出

**所得割** 法人の所得によって課税

**付加価値割** 法人の付加価値額によって課税  
(※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り)

**付加価値額** =  $\left[ \begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料)} \end{array} \right] + \text{単年度損益} \times 0.48\%$

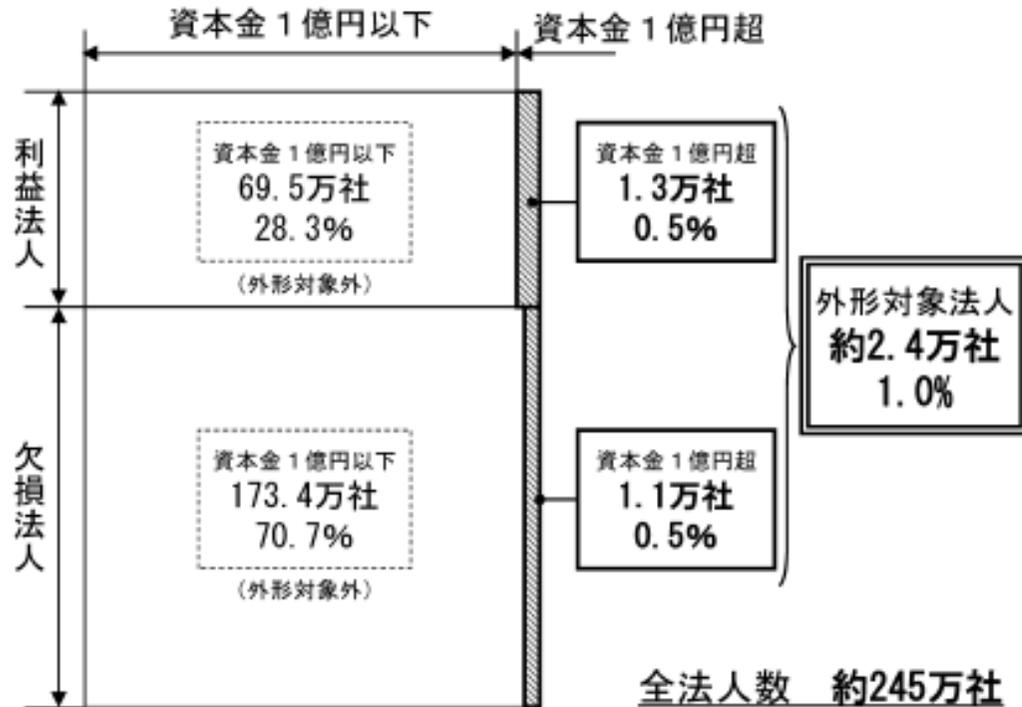
**資本割** 法人の資本金等の額によって課税(持株会社の特例、1千億円超部分の割り落とし有り)

**資本金等の額** =  $\left[ \begin{array}{l} \text{資本金又は} \\ \text{出資金の額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{資本金の額又は出資金の額以外の} \\ \text{金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$

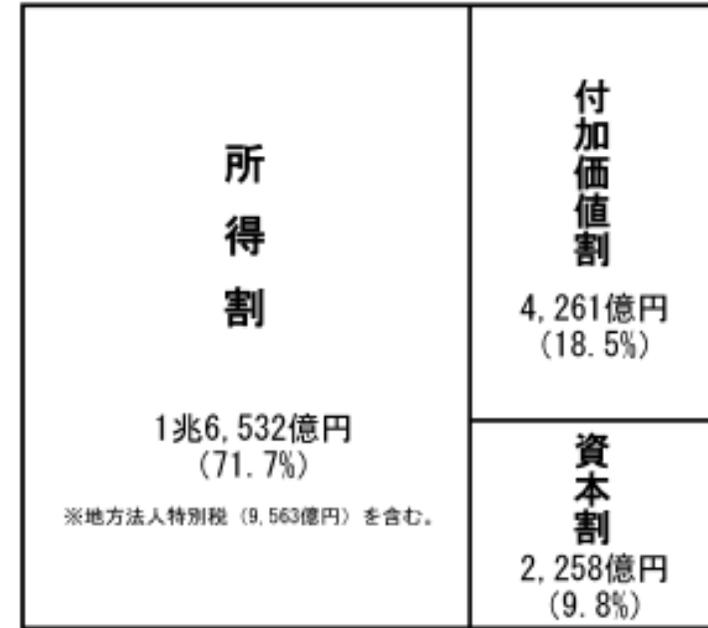
出典: 政府税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ  
「総務省参考資料」(2014年3月31日)

# 外形標準課税の実績（平成24年度）

## 対象法人数



## 税 額

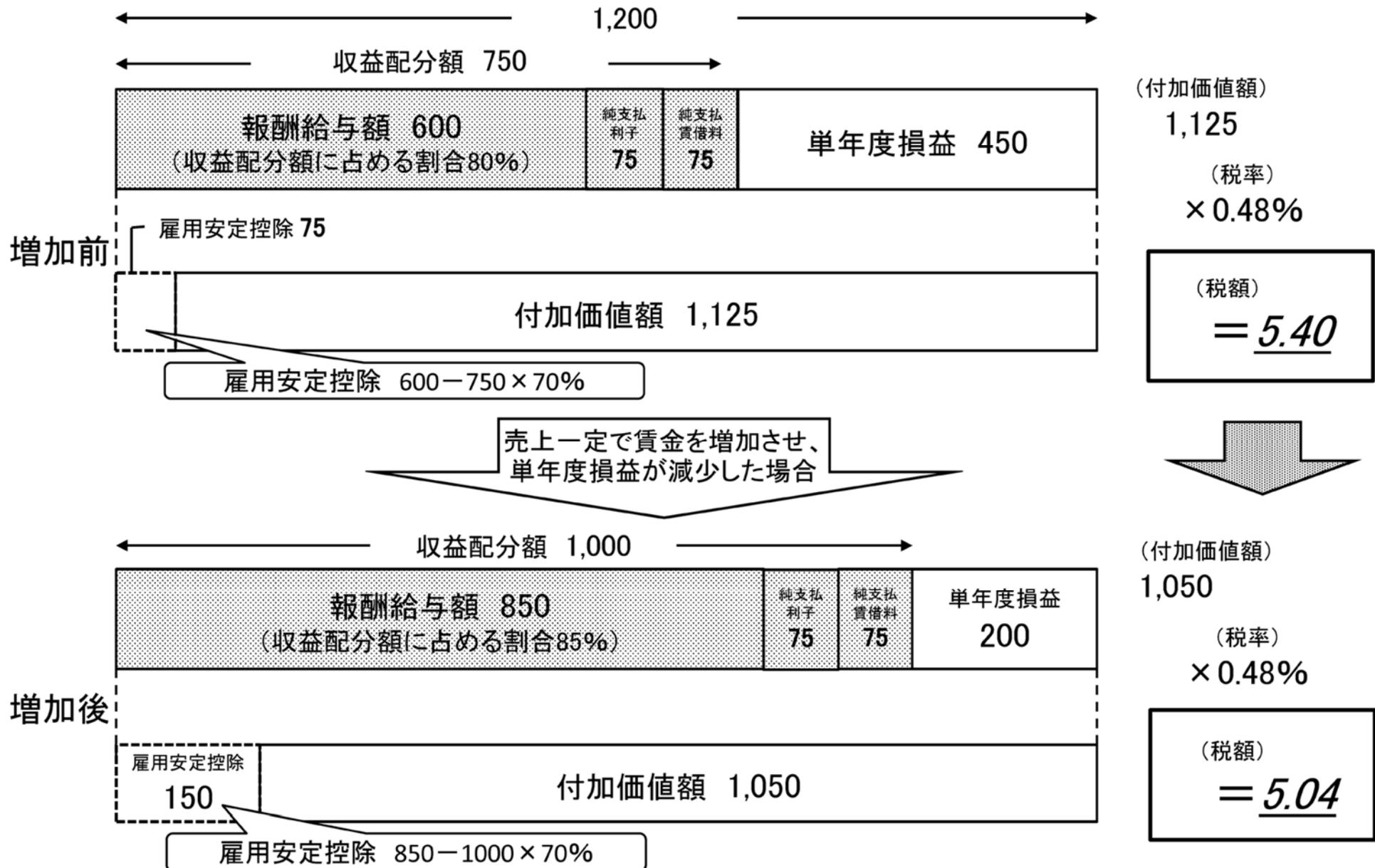


所得基準：外形基準  
71.7% : 28.3%

- (注) 1 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人(2,220社)は含まれていない。  
 2 税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人(24,194社)の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税(9,563億円)を含む。  
 3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

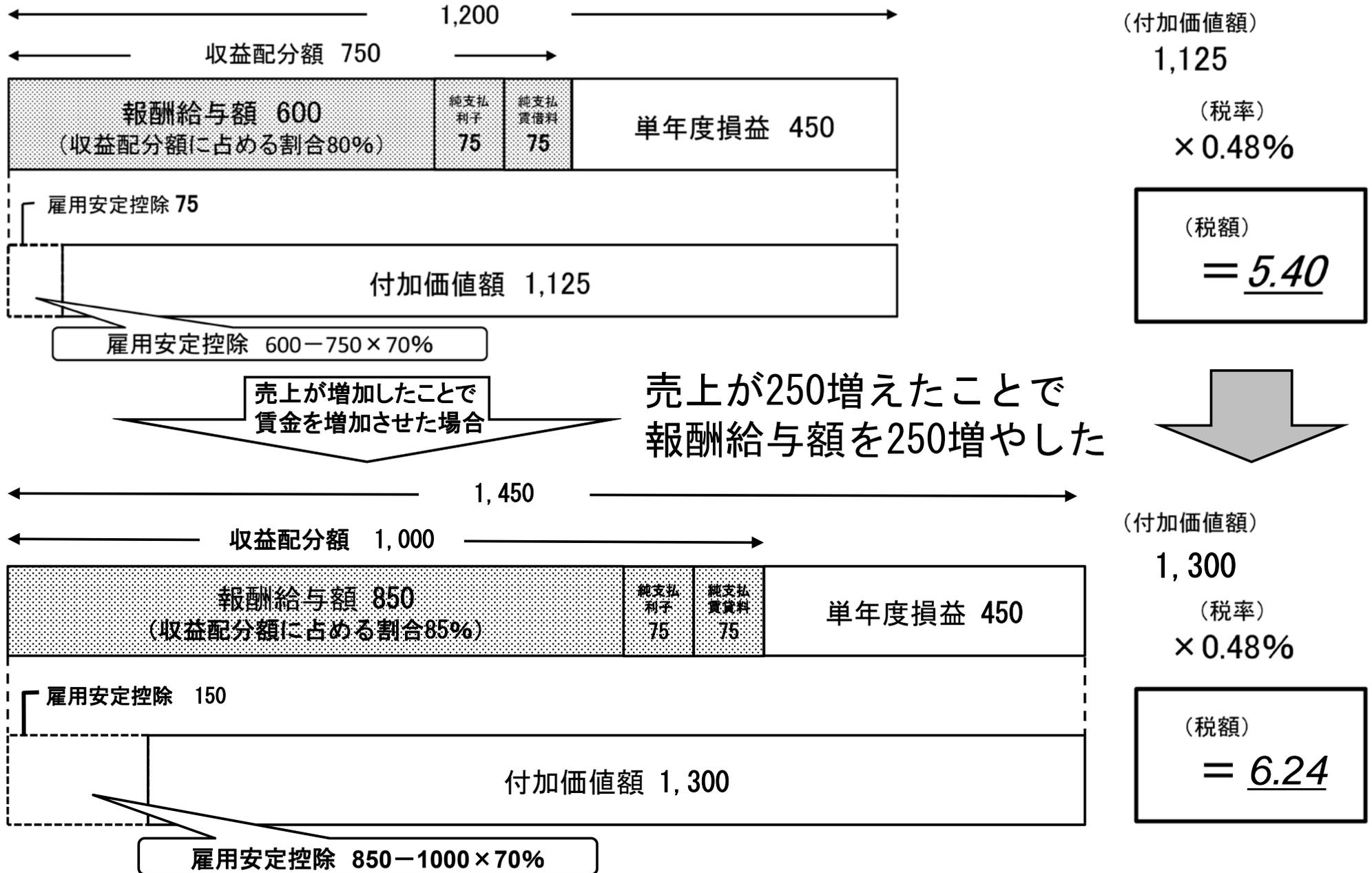
出典：政府税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ  
「総務省参考資料」(2014年3月31日)

# 賃金が増加した場合の付加価値割の例



出典：総務省「政府税制調査会第5回法人課税ディスカッショングループ参考資料」(2014年5月9日)」

# 売上増加に伴い賃金が増加した場合



# 法人事業税の付加価値割

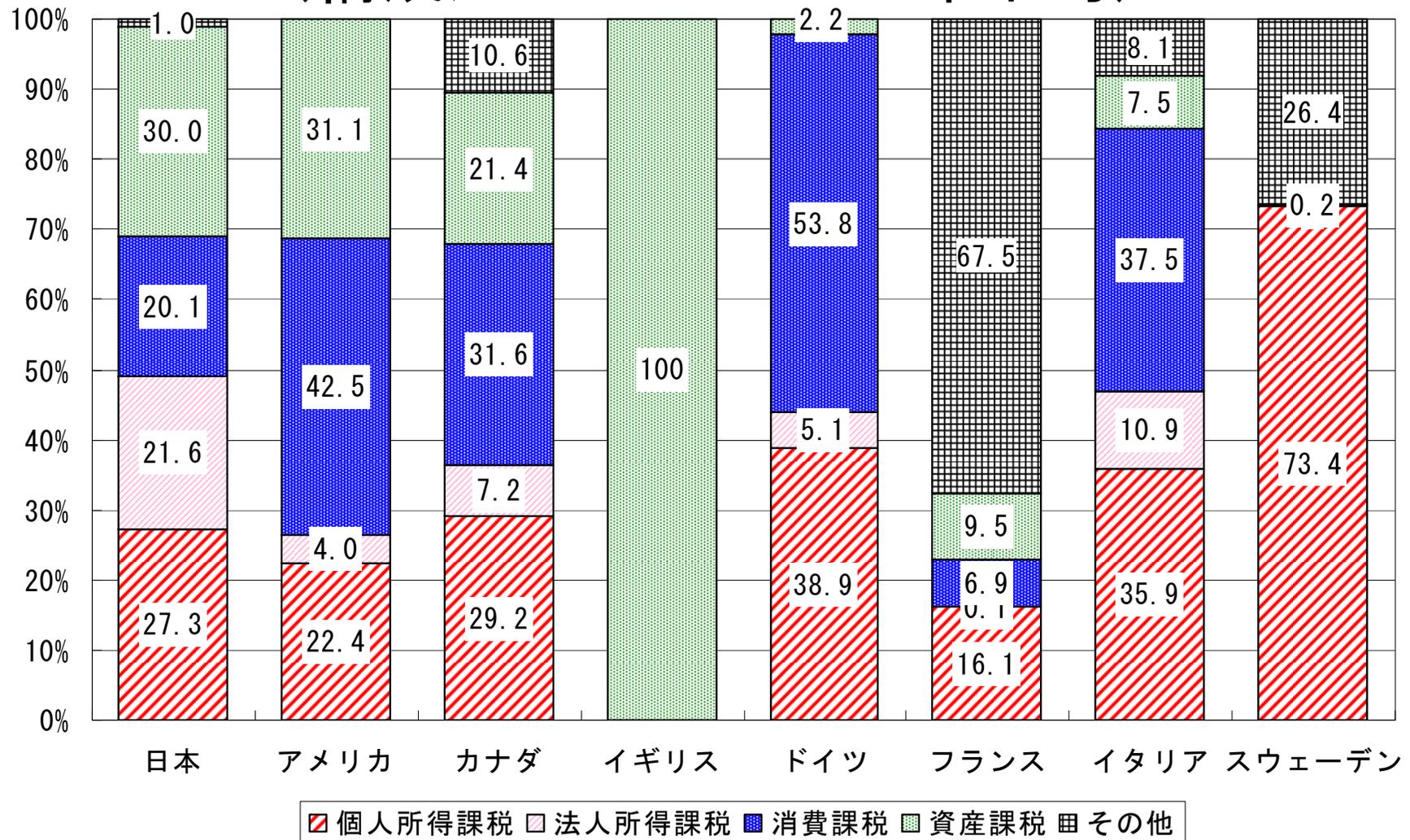
- 付加価値割は、欠損法人でも課税される
  - 輸出取引の免税がない(消費税にはある)
  - 源泉地主義課税(消費税は仕向地主義課税)
- 売上が増えて、単年度損益を不変にして給与を増やすと、所得割税額は増えないが、付加価値割税額は増える

# 付加価値割？消費税？

- 付加価値割は、加算法付加価値税
- 消費税は、控除法付加価値税
- 輸出取引の免税がない（消費税にはある）
- 源泉地主義課税（消費税は仕向地主義課税）
- 付加価値割は、消費税と似て非なる税
- もし付加価値割を地方消費税に変えられれば、それも一策
- しかし、「消費税の社会保障財源化」があるため、付加価値割を地方消費税と置き換えるには別途国民への説明が必要

# 各国の地方税の構成

(構成比: 2000~2008年平均)



資料: OECD "Revenue Statistics"

出典: 土居丈朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社刊

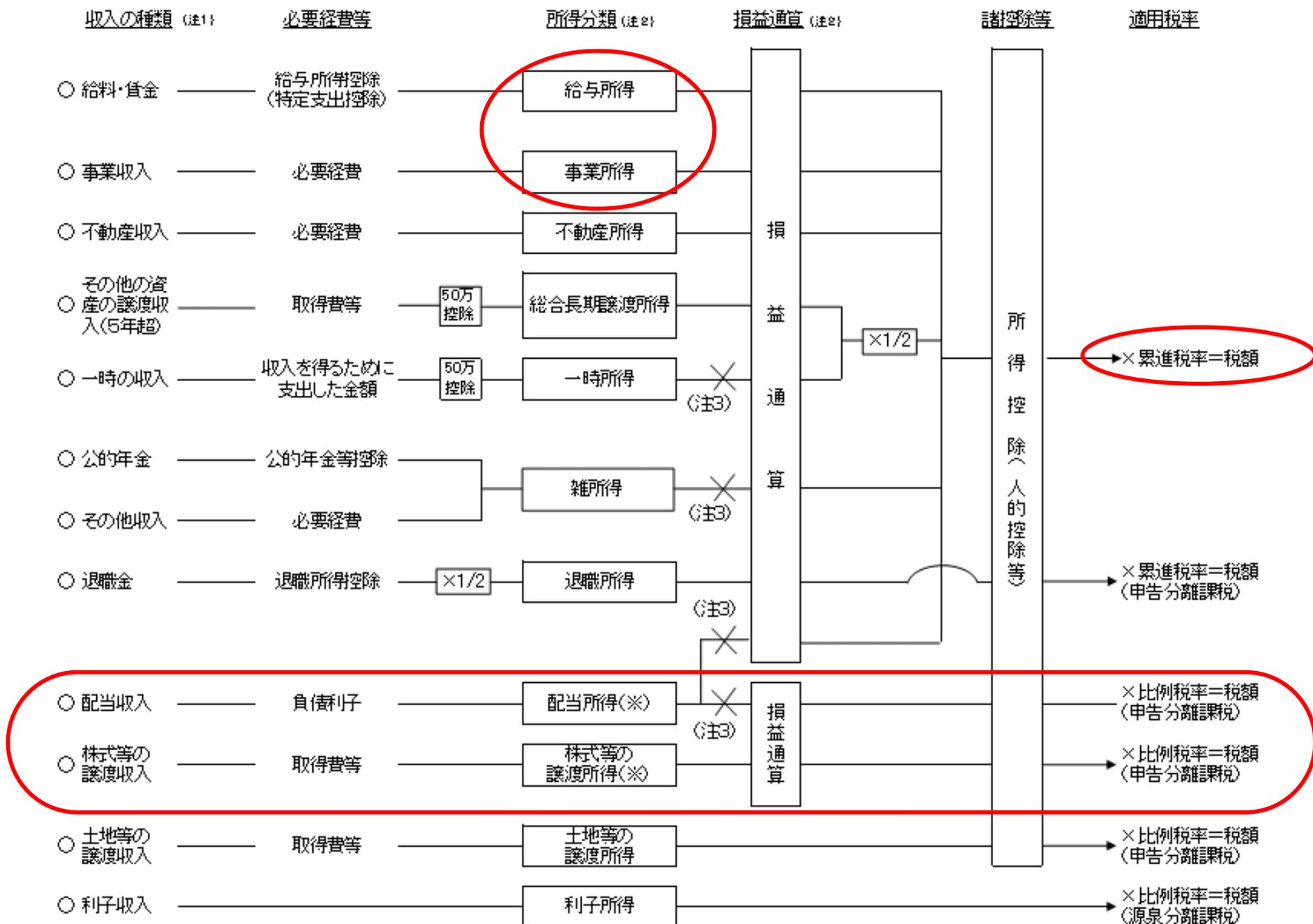
# 目下の地方税改革の焦点

- 法人2税の超過課税の撤廃
- 償却資産の固定資産税の廃止
- 事業所税の廃止

→ 代替財源を問われるなら・・・

- 本来は、個人住民税と土地に対する固定資産税が代替財源
- ただ、臨時的に、時限を切って、法人住民税の均等割で代替しつつ、本丸の改革を実現する戦術も

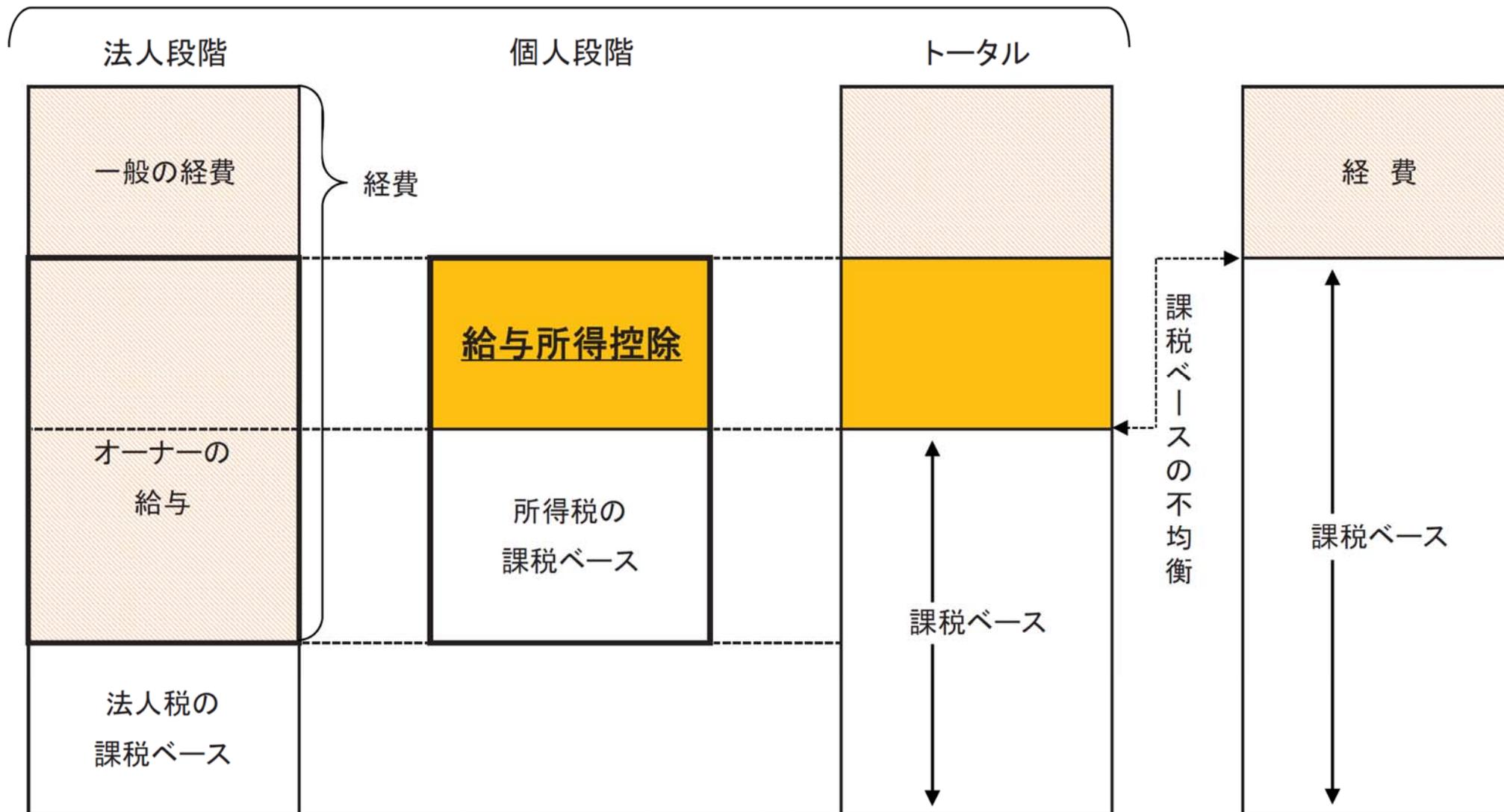
# 日本の所得税制



# 法人成りしたオーナー企業と個人事業主 の課税ベースの比較

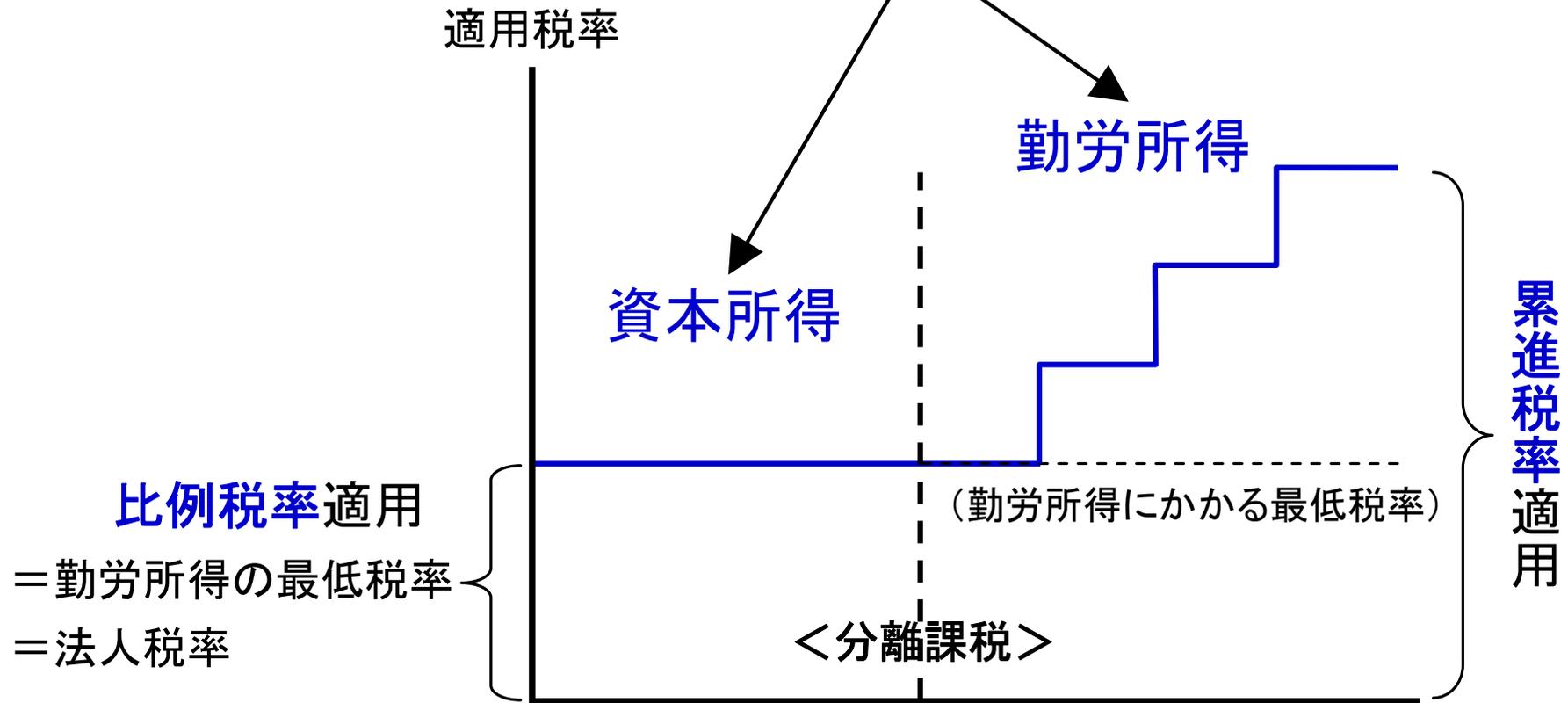
【法人成りしたオーナー企業】

【個人事業主】



# 二元的所得税

すべての所得を2種類に区分



利子、配当、株・土地等のキャピタルゲイン、家賃、事業収益（投資収益的部分）等

賃金、給与、FRINGE BENEFITS、社会保障給付、事業収益（賃金報酬的部分）等

出典：土居文朗『財政学』日本評論社（近刊）

# まとめ(1)

- 法人減税は、労働所得(国内雇用)に恩恵
- 同じ税収を得るのに、経済活動(経済成長)をできるだけ阻害しないようにするのはどの税目か(「中立」の原則)との観点からみて、法人税は消費税より質が悪い。法人減税は、資源配分の歪みを減らし、経済活動の阻害要因を除去する。
- 赤字法人課税問題は、二元的所得税の発想を活用し、個人事業主の事業所得を「資本所得」とみなして累進課税せず定率課税し、オーナー企業の法人所得との差異をなくす。外形標準課税の拡大や欠損金の繰越控除の縮小は行わない

## まとめ(2)

- 法人実効税率引下げを実現するのに、どんな課税ベースの拡大でも差し出してよい訳ではない
- 企業活動に歪みを与える課税ベースの拡大はすべきでない
- 法人実効税率引下げの代替財源を、企業からの税の中からもし出すなら、法人住民税の均等割、(企業に課税する)土地に対する固定資産税、個人事業主の事業所得とオーナー企業の法人所得への課税の中立化などが候補
- さらに、事業税の付加価値割を地方消費税化も